

熊本県生産性向上等緊急支援資金実施要領

(目的)

第1 国の全国統一制度により、原材料価格の高騰や物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより経営力の強化を図るとともに、経営課題に対応するために実施する生産性向上や事業発展等の前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

(融資対象者)

第2 融資対象者は、次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者とする。

- (1) 申込金融機関から本資金による融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。
- (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと。

(資金使途)

第3 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

(融資限度額)

第4 融資限度額は、企業8,000万円、組合1億円とする。

(融資期間)

第5 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）とする。

(貸付方法)

第6 貸付方法は、証書貸付または手形貸付とする。

(返済方法)

第7 返済方法は、均等分割返済とする。

(融資利率)

第8 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内	年2.10%以内
7年超	年2.25%以内

(保証料率)

第9 保証料率は、(1)または(2)とする。

- (1) 第2(1)に該当する者

借入金額に対し、次の表1に定める料率を適用し、補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助する。

なお、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合は、表1の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

- (2) 第2(2)に該当する者

借入金額に対し、次の表2に定める料率を適用し、補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助する。

なお、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合は、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

【表 1】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助率	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15
事業者負担率	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30

【表 2】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助率	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担率	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

・但し、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外である。

(担保)

第10 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第11 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(申込先)

第12 本資金の申込先は、取扱金融機関とする。

(必要書類)

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、申込人資格要件申告書兼誓約書(様式1)及び経営行動計画書(様式2)(第2(2)に該当する者に限る)とする。

(経営行動計画)

第14 経営行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
- (3) 申込人が融資を受けて取り組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
- (4) 上記取組み等を踏まえた収支計画及び返済計画。

(金融機関の責務及び報告)

第15 第2(2)に該当する者については、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けることとする。
- (2) 中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、熊本県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数及び財務状況については、保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。
- (4) 中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(取扱期間)

第16 本資金の取扱期間は、対応する国の協調支援型特別保証制度の取扱期間内に保証協会が保証申込受付した分までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

信用保証協会 御中

「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名
又は氏名

【誓約事項】 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社(私)が補助相当額を負担することを誓約します。

(注) 「協調支援型特別保証制度」を利用する場合、借入金額に対して国から0.11%~0.95%に相当する額が補助されます。
ただし、条件変更により追加で発生する信用保証料は、全額お客様のご負担となります。

【資格要件】 次の要件(1)または(2)のいずれかに該当すること。

要件(1)

確認	項 目								
	<p>・ 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資※1を受けること。</p> <table border="1"><tr><td>本件申込額【I】</td><td>同時実行プロパー融資額【II】(融資期間)</td></tr><tr><td>円</td><td>円(か月)</td></tr><tr><td></td><td>同時実行プロパー融資額【II】/本件申込額【I】</td></tr><tr><td></td><td>% ≥10%</td></tr></table>	本件申込額【I】	同時実行プロパー融資額【II】(融資期間)	円	円(か月)		同時実行プロパー融資額【II】/本件申込額【I】		% ≥10%
本件申込額【I】	同時実行プロパー融資額【II】(融資期間)								
円	円(か月)								
	同時実行プロパー融資額【II】/本件申込額【I】								
	% ≥10%								

※1 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。なお、資金用途は事業資金に限ります。

要件(2)

確認	項 目
	<p><input type="checkbox"/> ・ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。</p>

【確認状況記載欄】 本資格要件申告書兼誓約書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることを次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	その他詳細	金融機関本支店名・担当者
令和 年 月 日	時 分		()	

上記申込人が「協調支援型特別保証制度要綱」に規定する申込人資格要件に該当していることを確認しました。

また、要件(1)を適用する場合、上記項目に記載しているプロパー融資について、本保証付き融資と原則同時に実行することを誓約します。

申込金融機関支援方針等(経営行動計画書を踏まえた事業性の評価や今後の支援・取組方針等)※2

※2 要件(2)を適用する場合のみ、記載してください。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書

1. 事業者名等

住所	
法人名	
代表者名	
又は氏名	

【金融機関名】との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプランを策定しました。
今後【金融機関名】との対話を継続し、アクションプランに取組み、進捗の報告を行います。

【情報提供の同意】

協調支援型特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、
【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】
から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

* 事業者名は経済産業省に提供されません。

* 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面面談 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> その他（ ）	

2. 現状認識(※1)

No.	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

3. 財務分析

直近の決算期			
①売上増加率(売上持続性)(%)		④EBITDA有利子負債倍率(健全性)(倍)	
②営業利益率(収益性)(%)		⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)	
③労働生産性(生産性)(千円)		⑥自己資本比率(安全性)(%)	

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

* 「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	倍	倍	倍	倍	倍

* 個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

* 「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)						

6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月 期)	計画1年目 (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

2. 現状認識 3. 財務分析 4. 計画終了時点における将来目標 5. 具体的なアクションプラン 6. 収支計画及び返済計画

以上

*1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

*2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。



(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

<p>①売上増加率 【計算式】=(売上高/前年度売上高)-1 【意義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。</p>	<p>②営業利益率 【計算式】=営業利益/売上高 【意義】事業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。</p>
<p>③労働生産性 【計算式】=営業利益/従業員数 【意義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。</p>	<p>④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】=(借入金-現金)/(営業利益+減価償却費) 【意義】(営業利益+減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。</p>
<p>⑤営業運転資本回転期間 【計算式】=(売上債権+棚卸資産-買入債務)/月商 【意義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。</p>	<p>⑥自己資本比率 【計算式】=純資産/総資産 【意義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。</p>